

○久留米大学における公的研究費の管理・監査に関する規則

〔平成19年10月26日〕
規則 第19－1号

(目的)

第1条 この規則は、久留米大学（以下「本学」という。）における公的研究費の管理・監査体制についての必要事項を定めることを目的とする。

(公的研究費)

第2条 この規則における公的研究費とは、文部科学省等の公的機関が研究機関に配分する競争的研究資金等をいう。

(最高管理責任者)

第3条 本学に、本学全体を統括し、公的研究費の管理・運営についての最終責任を負うものを（以下「最高管理責任者」という。）を置き、学長をもって充てる。

(統括管理責任者)

第4条 本学に、公的研究費の管理・運営について、本学全体を統括する実質的な責任と権限を有するもの（以下「統括管理責任者」という。）を置き、最高管理責任者が指名する部局責任者をもって充てる。

(部局責任者)

第5条 部局責任者は、公的研究費の管理・運営について実質的な責任と権限を有する。

2 部局責任者は、各学部長、研究科長、病院長及び大学附置研究所長・センター長をもって充てる。

(最高管理責任者の責務)

第6条 最高管理責任者は、統括管理責任者及び部局責任者が責任をもって公的研究費の管理・運営が行えるよう、適切に指導する。

(環境整備)

第7条 最高管理責任者は、公的研究費の不正な使用の誘発要因を除去し、効果的な抑止機能を有する環境体制の構築に努めるものとする。

2 最高管理責任者は、公的研究費の諸手続きに関するマニュアル等を作成し、統一的な運用を図るものとする。

(相談窓口)

第8条 公的研究費の使用と事務処理に関する学内外からの相談窓口を設置し、関係者に周知する。

(職務権限)

第9条 最高管理責任者は、公的研究費の事務処理に関して、研究者と事務職員の権限を明確に定め、職務権限に基づいた決裁を行うよう関係者に周知する。

(研究者及び事務職員の責務)

第10条 研究者及び事務職員は、法令順守の重要性を深く認識し、公平かつ公正

に職務を遂行する。

2 事務職員は、公的研究費の事務処理に関して、専門的能力をもって適正に執行し、効率的に業務を遂行する。

3 研究者及び事務職員は公的研究費が、国民の税金等を原資とするものであることを十分に理解し、適切に管理するため関係規則等を順守する。

(公的研究費不正使用防止委員会)

第11条 最高管理責任者は、研究活動における不正使用防止を図るため、公的研究費不正使用防止委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、不正使用防止計画の実施にあたり、最高管理責任者の下で適正に組織の管理及び運営を行う。

(公的研究費の管理・運営)

第12条 公的研究費の適正な管理・運営については、公的研究費の諸手続きに関するマニュアル等に従って行う。

(情報伝達体制)

第13条 公的研究費の不正使用に関する学内外からの通報窓口は、内部監査室とする。

2 内部監査室は、公的研究費の不正使用に関する情報について、最高管理責任者等と適宜に必要な情報を共有し、迅速で的確な対応を図るものとする。

(研修体制)

第14条 最高管理責任者は、研究者及び事務職員に対し、公的研究費の使用方法や管理体制に関する研修会及び理解度に関する意識調査を実施する。

(監査体制)

第15条 委員会及び内部監査室等は、最高管理責任者の指示に基づき、公的研究費の適正な使用を徹底するため、連携して監査を行う。

2 監査は、発注・検収・支払の現場における現状を確認するとともに、帳票類・機器備品の現物調査、謝金等の使途、出張計画の実施状況及び研究の遂行状況の確認等について、多角的な観点から実施する。

3 最高管理責任者は、監査結果を踏まえて管理及び運営体制の見直しを行い、必要に応じて統括管理責任者及び部局責任者に改善の指示を行う。

附 則 (19.10.26)

この規則は、平成19年11月1日から施行する。